

※「業務管理体制の整備に関する報告書」を作成する前にお読みください。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備

1 趣旨

介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられています。

2 業務管理体制整備に関する届出について

介護サービス事業が整備すべき業務管理体制の内容は、指定等を受けている事業所等の数に応じて定められており、その内容について、指定等を受けている事業所等の所在地に応じて、関係行政機関に届け出る必要があります。

○ 業務管理体制の内容

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備	
	法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任		
事業所等の数※	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

※事業所等の数には、介護予防サービス及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業（介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス等）も事業所等の数から除いてください。

（例）同一の事業所が、訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護の指定を受けている場合

→ 指定を受けている事業所数は「2」

（例）同一の事業所が、通所介護と介護予防通所サービスの指定を受けている場合

→ 指定を受けている事業所数は「1」

○ 届出先

区分	届出先
(1) 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域※ ¹ に所在する事業者	厚生労働大臣
(2) 事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局管轄区域※ ¹ に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
(3) 全ての事業所等が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
(4) 全ての事業所等が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
(5) 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
(6) 1から5まで以外の事業者	都道府県知事

※1 地方厚生局の管轄区域や届出先については、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/>)

3 業務管理体制の確認検査

浜松市では、介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運営状況を確認するため、定期的に報告書を提出いただき、業務管理体制の確認検査（一般検査）を行っています。

報告書におけるチェック項目について対応していない場合であっても、事業者の事業の健全性と適正性の確保の観点からみて、事業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目の内容と同様の効果がある、あるいは事業者の事業の規模や法人種別等に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではありません。

なお、業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善を行っていくことを前提としています。報告書の内容を参考にし、適切な業務管理体制の構築に努めてください。

4 用語の解説

・法令遵守責任者

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者をいいます。何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

・法令等遵守方針

事業者の法令等遵守に係る基本方針を指します。ここでいう法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念についても遵守することが求められます。

・法令遵守規程

業務が法令に適合することを確保するための規程を指します。法令等遵守方針に則り、事業の特性に応じ、役職員が遵守すべき法令等の遵守に関する取り決めを網羅した実効性のある内容とし、全役職員に周知することが求められます。

・法令等遵守マニュアル

法令等遵守方針及び法令遵守規程に沿って、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方針等を具体的に示した手引書を指します。全役職員に理解され実効性のある内容で策定し、組織全体に周知することが求められます。

5 注意事項

浜松市による一般検査の対象となる事業者は、その運営する全ての事業所等が浜松市内に所在する事業者です。今回の通知につきましては、過去に提出いただいた業務管理体制の整備に係る届出に基づき発送しています。

もし、現在、浜松市外においても介護サービス事業所を運営している場合につきましては、お手数ですが、下記の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先：

浜松市健康福祉部介護保険課
担当 指導グループ
TEL. 053-457-2787